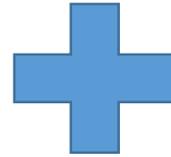


令和4年度大阪府入院患者待機ステーション設置市町村等支援事業について

- ◆ 令和3年度に引き続き、患者一時待機（酸素投与）場所（入院患者待機ステーション）への支援策として、入院患者待機ステーションを設置・運営する市町村等と、それに協力する医療機関へ支援する。

入院患者待機ステーションを設置した市町村等への支援

- 災害拠点病院など病院の敷地等に設置し酸素投与
 - 市町村等には保健所、消防機関を含む
- ①ステーションの設置にかかる初期及び運営費用の補助（酸素ボンベ、シーツ、毛布等）
 - 一か所1,300万円【上限】を補助
 - ※4か所（令和3年度設置を除く）
 - ②ステーションの維持にかかる費用を補助（令和3年度に設置したステーションを対象）
 - 一か所700万円【上限】を補助
 - ※3か所



協力医療機関（災害拠点病院など）への協力金支給

※令和3年度から継続する場合も支給の対象

- 病院の敷地内等にステーションを設置
- ・医師が定期的に巡回し患者の容体を把握するとともに、急変時に対応可能な体制を整えている医療機関
 - 1,000万円を給付
- ・医師が患者急変時に対応可能な体制を整えている、医療機関
 - 500万円を給付

運用イメージ

